

対象案件	北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正について
意見募集期間	平成24年12月15日(土)から平成25年1月15日(火)まで
担当部署(問合せ先)	保健福祉部 福祉課 電話 011-372-3311 内800
意見提出件数	意見提出者数 1人
	意見提出件数 1件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>北広島市の今条例中に犯罪被害者のプライバシーについての記載がありませんでした。</p> <p>犯罪被害者が安心して相談するためには、「犯罪被害者のプライバシー」が守られることが大切だと思われる。つきましては、「個人のプライバシーに配慮する。」という記載の追加をお願いいたします。</p>	<p>犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対しては、プライバシーの侵害のほか、被害にあったことによる経済的損失、身体の不調、精神的苦痛、周囲の人々のうわさや中傷など、二次的被害の防止に努めなくてはならないと考えております。</p> <p>ご意見につきましては、北広島市個人情報保護条例に職員の義務が規定されているところであり、本件につきましても個人情報保護条例の適用を受けることから、今回の条例改正案には規定しておりません。</p> <p><今後の予定></p> <p>平成25年4月1日施行に向け、パブリックコメントでお知らせした内容に基づく条例改正案を、平成25年2月25日(月)開会予定の平成25年第1回北広島市議会定例会に提出します。</p>